

2022年3月21日
2023年2月8日改

国別登録簿管理口座保有者 各位

環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室
経済産業省 産業技術環境局 地球環境対策室

国別登録簿システムへのログイン機能の停止について

国別登録簿に口座を開設されている皆様に、国別登録簿システムへのログイン機能停止について、下記の通りお知らせ致します。

記

○京都議定書第一約束期間の調整期間終了以降、京都メカニズムクレジットに係る各種申請は大幅に減少しております。こうした状況を受け、国別登録簿システムの維持運用に係る予算執行の観点から、国別登録簿システムへのログイン機能による情報照会及びクレジット移転等の各種申請の受付を停止することといたしました。

※国別登録簿システム自体の閉鎖ではありません。

○ログイン機能による情報照会及び申請受付は2022年3月28日(月)までとします。2022年4月1日(金)以降、ログイン機能による情報照会及び各種申請にあたり必要な手続きについては、委託業者が代行します。

○ログインせずに閲覧できる情報については、引き続き閲覧可能です。(国別登録簿関係手続きの申請及び手順書、公開情報など)

○別表は、国別登録簿システムへのログイン機能停止に伴う、2022年4月1日(金)以降における各種受付の受付及び申請書作成方法の一覧となります。

○ログイン機能停止に伴い変更した実施手順書及び申請書の様式は、2022年3月29日(火)に国別登録簿システムのホームページにて掲載いたします。

別表 申請手続一覧（申請書作成方法）

| 申請の種類 | 申請書作成方法 | |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 2022年3月28日まで | 2022年4月1日以降 |
| (1) 管理口座の開設 (法第46条第1項) | (8)～(10)と同じ | 国別登録簿システムのホームページから様式 ^{※1} をダウンロードし、申請書を作成のうえ印刷 →登録簿管理者へ送付 |
| (2) 管理口座の口座名義人の名称等の変更 (法第47条第1項) | 国別登録簿システムにログインして申請書（PDF ファイル）を作成し、当該 PDF ファイルを印刷→登録簿管理者へ送付 | 申請書に係る作成依頼書を運用保守事業者に送付 ^{※2※3} →運用保守事業者より申請書を口座保有者へ送付 →口座保有者より登録簿管理者へ申請書および必要書類を送付 |
| (3) 算定割当量の振替 (法第48条第2項) | | |
| (4) 算定割当量の信託の記録 (施行令第10条第1項) | | |
| (5) 算定割当量の信託の記録の抹消 (施行令第13条第1項) | | |
| (6) 受託者の変更による算定割当量の振替等 (施行令第15条) | | |
| (7) 算定割当量の信託の記録の変更 (施行令第19条) | | |
| (8) 割当量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付 (法第55条) | | |
| (9) 管理口座の廃止 (省令第14条) | 付 | 国別登録簿システムへのログイン機能停止に伴い廃止 |
| (10) ログインパスワード再発行申請 | | |
| (11) 移転明細照会 | 申請不要（国別登録簿システムへのログインにより確認可能） | 国別登録簿システムのホームページから様式をダウンロードし、申請書を作成 →口座保有者より運用保守事業者へ申請書を送付 ^{※2} |
| (12) 口座情報参照 | | |
| (13) 記載事項照会 | | |
| (14) 算定割当量振替通知 | | |

※1 様式のダウンロードは3月29日（月）より可能となります。

(<http://www.registry.go.jp/sinseisyo.html>)

※2 運用保守事業者にて申請書を作成するにあたり、運用保守事業者による代行ログインが必要です。

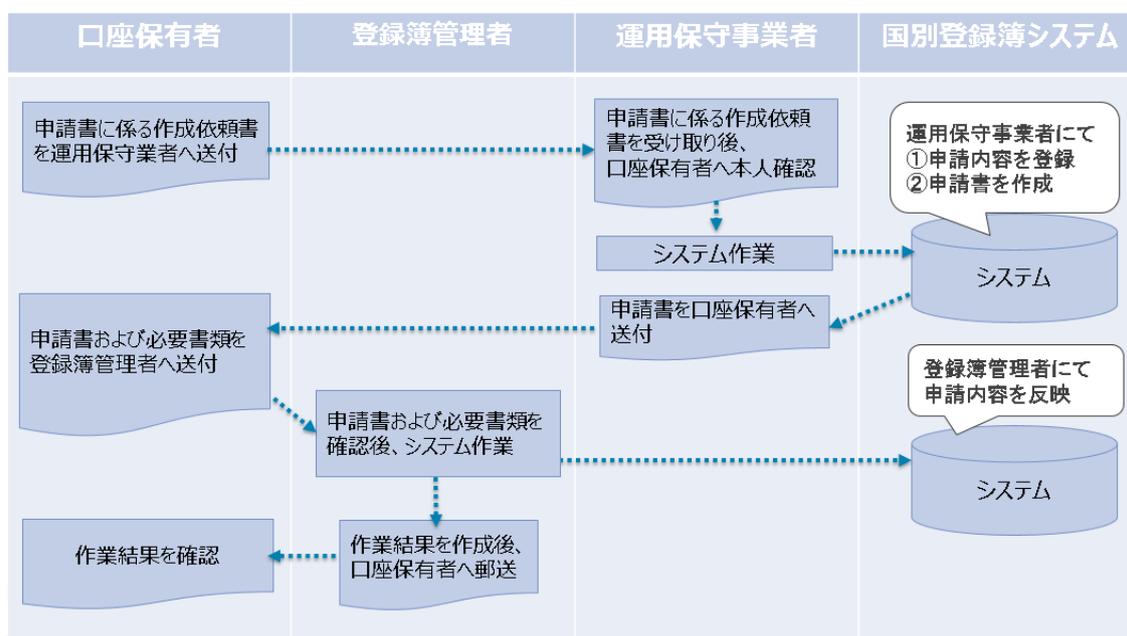
そのため、運用保守事業者による口座保有者様への本人確認が必要になります。

(本人確認について)

原則、口座情報としてシステムに登録されているメールアドレスのみを受け付けます。

口座情報としてシステムに登録されているメールアドレス以外から照会申請を希望する場合は、「依頼書認証用メールアドレス登録等申請書」に必要事項を記入いただき、登録簿管理者までメールにて送付をお願いします。

※3 運用保守事業者による申請書の作成に係る申請フロー図は以下のとおりです。



お問合せ先

環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 担当：松本

TEL：03-5521-8246、E-mail: kyomecha-registry@env.go.jp

経済産業省 産業技術環境局 地球環境対策室 担当：水野

TEL：03-3501-7830、E-mail: bzl-kyomecha-registry@meti.go.jp